



平成30年5月24日

各 位

会 社 名 株式会社クワザワ
代表者名 代表取締役社長 桑澤 嘉英
(コード:8104 東証第二部・札証)
問合せ先 常務執行役員 経営企画部長 藤川 俊明
(TEL 011-864-1111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成30年5月24日開催の臨時取締役会において、「定款一部変更の件」を平成30年6月28日開催予定の第69回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第47条(剰余金の配当等の決定機関)および変更案第48条(剰余金の配当の基準日)を新設し、併せて内容が重複する現行定款第47条(剰余金の配当等)を削除するものであります。
- (2) 変更案第49条(剰余金の配当金の排斥期間)に関し、配当財産が金銭である場合の排斥期間を定めるものとして、一部記載を見直すものであります。
- (3) 上記の変更に伴い、条数の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成30年6月28日

定款変更の効力発生日 平成30年6月28日

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第46条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(剰余金の配当等)</u></p> <p>第47条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p>(剰余金の配当金の排斥期間)</p> <p>第48条 剰余金の配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>	<p>第1条～第46条 (現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第47条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第48条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(剰余金の配当金の排斥期間)</p> <p>第49条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>